

都道府県医師会と各大学病院との連携に関する提言
全国医学部長病院長会議 大学病院の医療事故対策委員会

医療事故調査ガイドライン(別紙)に示すように、医療機関は日本医療安全調査機構に事例を報告し、院内調査を開始することがまずは義務付けられています。そこで、都道府県医師会と各大学病院とが連携することによって、医療機関への実効ある支援が実現されると考えます(図 1)。そこで、連携の実際について具体例を用いながら説明します。

1)相談窓口の設置

法令に定められる(報告して院内調査をすべき)事故症例かどうか分からない場合など、広範囲に「相談が可能な窓口」を設営する(図 2、図 3)。

2)院内調査に関する支援体制

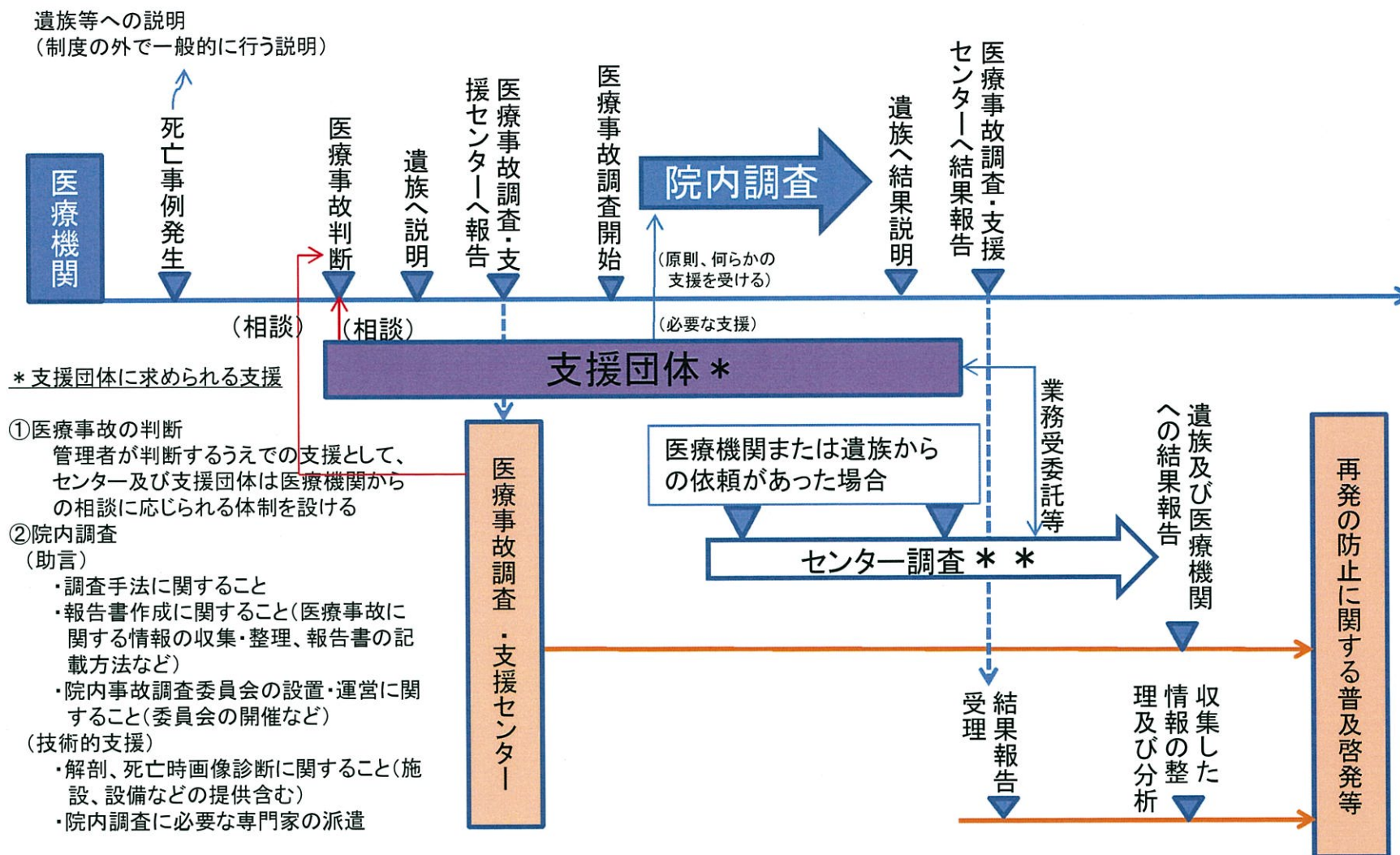
解剖、Ai については、各大学病院が中心的な役割を担うので、医師会とともに協議の場を持ち、解剖などに応じる組織体制を構築する(図 4、図 5)。

院内調査を具体的に支援し、そこに外部委員を派遣したり、調査の結果を文章にまとめたりすることについても大学病院の能力が十分に発揮される場所である(図 4)。

以上の 1)、2)について図 2～図 5 の具体例をもって説明しました。言うまでもなく、一連の作業を求める法令の趣旨は、医療における安全と質の確保です。既に都道府県医師会は支援団体として行政からの認定を受けていて、日本医師会とともに財政的な裏付けも整えられていると聞きます。しかし、実際の活動についての地域差には著しいものがあるようですから、ここに示しました説明を基に、各大学病院は各地域における連携の実際を具体的に構築され、適切に活躍できますよう宜しくお願い申し上げます。

平成27年11月20日

医療事故調査制度は、医療の安全を確保し、医療事故の再発防止を図ることを目的とします。(医療法に位置づけ)
 対象となる医療事故は、「医療機関に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、当該医療機関の管理者がその死亡又は死産を予期しなかったもの」とします。



** 院内事故調査終了前にセンターが調査する場合は、院内調査の進捗状況を確認するなど、医療機関と連携し、早期に院内事故調査の結果が得られることが見込める場合には、院内事故調査の結果を受けてその検証を行う。

図1：医療事故に係わる調査の仕組みと支援団体について

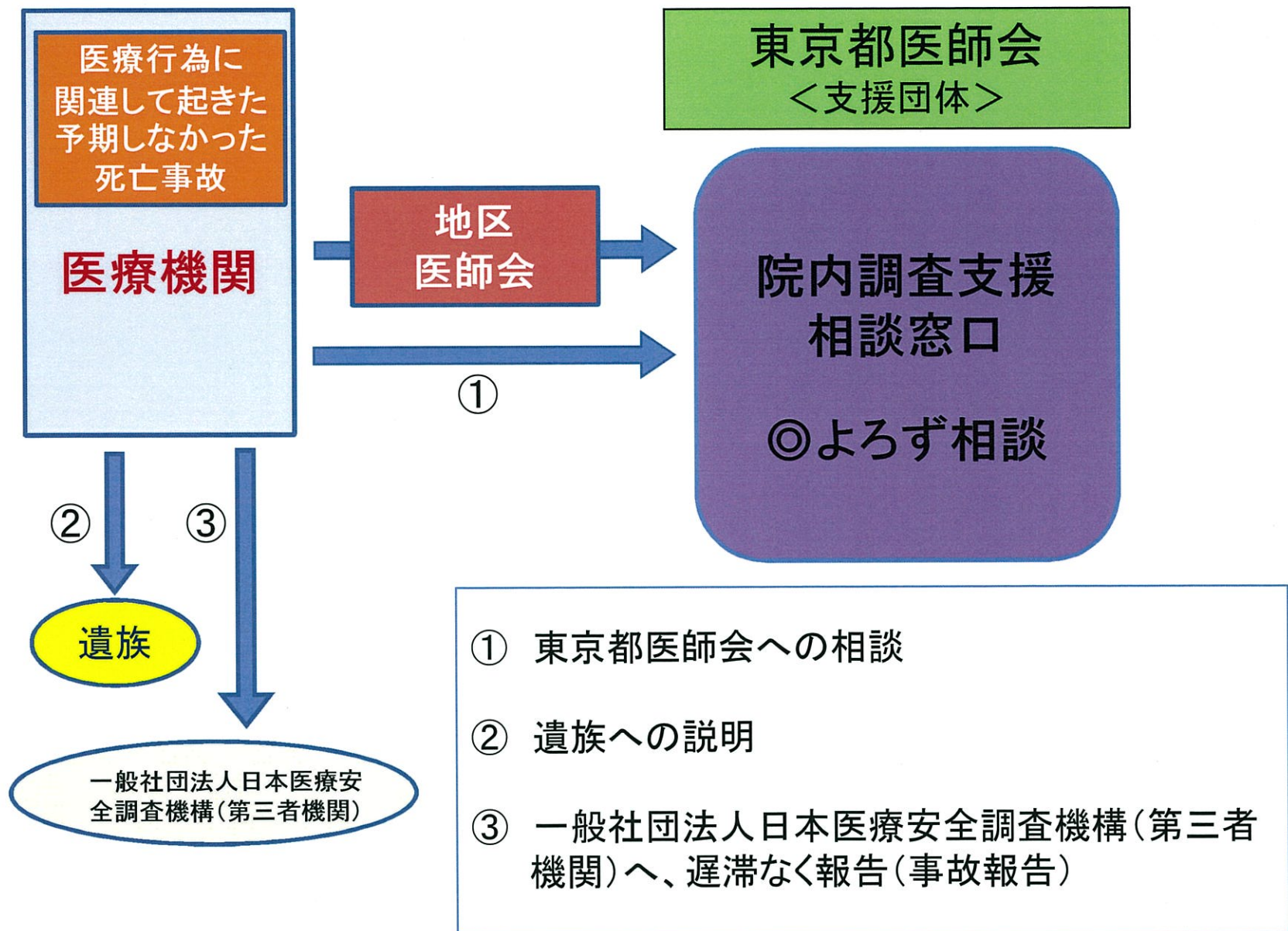


図2：東京都医師会による支援体制

《 相談窓口の相談例 》

- 病院等で行った医療につき、死亡事例が発生し、何をしてもいいか見当がつかないとき。
- 病院等で行った医療につき、死亡事例が発生したが、当該事例が「医療事故調査制度」の対象になるものなのか、「警察届け」の対象になるものか迷うとき。
- 一旦ご遺体を安全な場所に移すことをしたいのだが、その遺体の搬送、保管などについて支援を求めたいとき。
- 死亡事例が「医療事故調査制度」の対象と判断され、院内調査へ進むことになったので、そのことについて助言や調査支援を求めたいとき。

東京都医師会 院内調査支援 相談窓口

＜平日・時間内＞

03-6256-0256

＜24時間＞

090-1617-5191

090-2758-0513

図3：東京都医師会の相談窓口

山形県医療安全支援協議会(案)

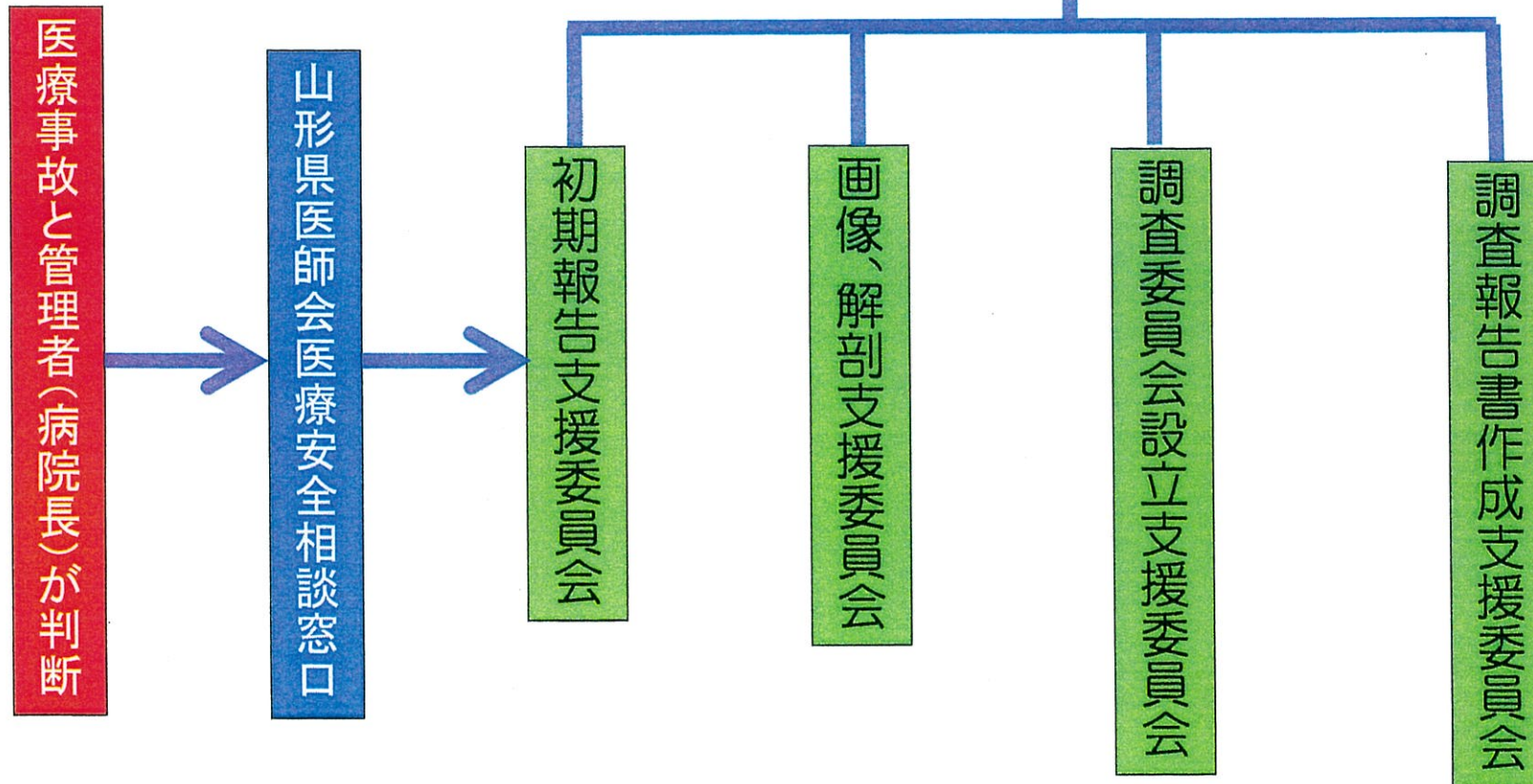


図4：山形県医師会、山形大学医学部などによる山形県医療安全支援協議会(案)

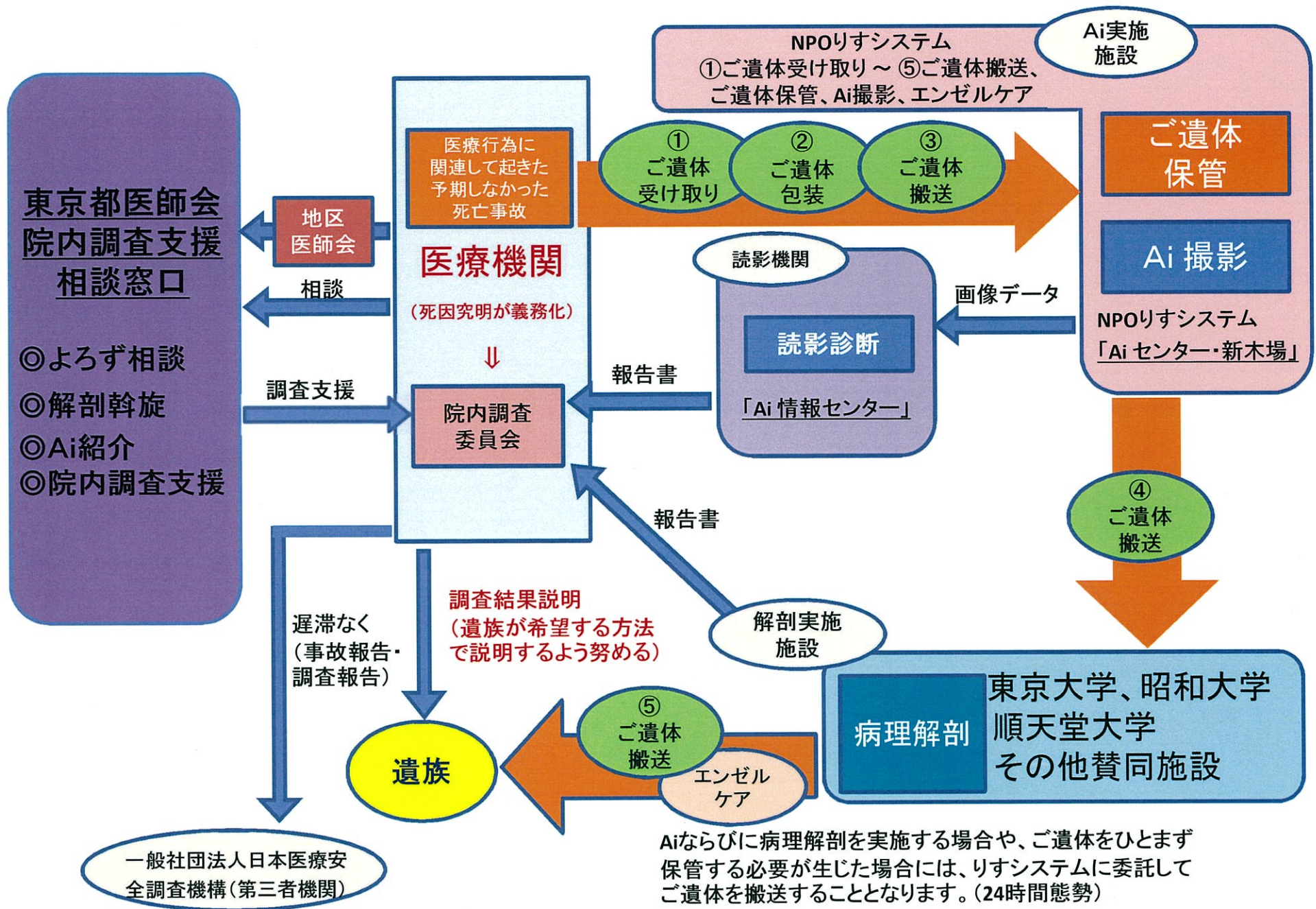


図5：Ai、解剖まで必要となった場合の東京都医師会の支援(全体図)